【規程番号　神女短Ｖ－007】

# 神戸女子短期大学科目等履修生及び聴講生に関する規程

（目的）

**第１条**　本学に、学修機会の拡大を図るため、科目等履修生制度及び聴講生制度を設ける。

（単位修得）

**第２条**　科目等履修生は、本学の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者をいう。

２　聴講生は、本学の授業科目を聴講し、単位の修得を目的としない者をいう。

（許可）

**第３条**　本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者は、本学の入学資格に基づいて書類審査及び面接等により選考し、本学の授業に差し支えのない範囲内において、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（履修・聴講）

**第４条**　履修又は聴講できる授業科目は実験科目及び実習科目を除くものとする。

ただし、本学の卒業生或いは資格取得を目的とする履修にあってはこの限りでない。また、履修できる単位数は年間 20 単位を超えない範囲とする。

（履修期間）

**第５条**　履修期間は原則として半期又は１年とする。ただし、必要がある場合は、所定の手続を経てこれを延長することができる。

（提出書類等）

**第６条**　本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者は、次の書類に履修申込料（検定料）を添えて提出しなければならない。

(1) 願書（所定のもの）
(2) 最終学校の卒業証明書
(3) 最終学校の成績証明書
(4) 健康診断書
(5) その他本学が必要と認めた書類

（履修申込料）

**第７条**　履修申込料（検定料）は半期 10,000 円とする。ただし、行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く。）の卒業生（以下「本学園の卒業生」という。）にあっては、半期 5,000 円とする。

（納入）

**第８条**　第３条の規定により履修を許可された者は、次の各号に定める登録料及び授業料を納入するものとする。

(1) 登録料は 30,000 円とし、１年間有効とする。ただし、本学園の卒業生にあっては、これを免除する。
(2) 授業料は、履修科目１単位につき 12,000 円とする。ただし、本学園の卒業生にあっては、１単位につき 8,000 円とする。
(3) 単位を必要としない聴講にあっては、授業料は、履修科目１単位につき 6,000 円とする。ただし、本学園の卒業生にあっては、１単位につき 4,000 円とする。

(4) 神戸女子大学に在籍する学生が、科目等履修生として科目を履修する場合、履修申込料（検定料）、登録料及び授業料は免除する。

（返還）

**第９条**　納入した履修申込料（検定料）、登録料及び授業料は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

（科目等履修生証）

**第 10 条**　本学の科目等履修生として許可した者には、科目等履修生証を、また、聴講生として許可した者には聴講生証を交付する。

（許可取消）

**第 11 条**　次の各号の一に該当する場合は、履修又は聴講の許可を取消すことがある。

(1) 正当な理由なく出席しない場合

(2) 本学或いは他の学生に迷惑を及ぼす場合

（その他）

**第 12 条**　本学の科目等履修生に関するその他の事項は、本学学則を準用する。

（規程の改廃）

**第13条**　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

**附　則**

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

1　この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第３条の規定を除き平成 22 年 9 月 24 日から適用する。

2　前項の規定にかかわらず、専攻科の学生が在籍する間は、当該学生に対して、改正前の第３条、第７条及び第８条の規定を適用する。

**附　則**

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。